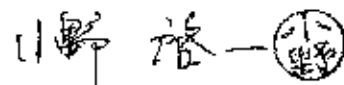


陳述書

平成25年 4月26日

外務省アジア大洋州局北東アジア課長

小野 一郎


第1 経歴・業務内容等

私は、現在、外務省アジア大洋州局北東アジア課長を務めています。アジア大洋州局北東アジア課の所掌事務は、①朝鮮に関する外交政策に関すること（外務省組織令第39条1号）、②朝鮮に関する政務の処理に関すること（同2号）であり、私は課長として、韓国及び北朝鮮に対する外交政策について責任を負う立場にあります。本件訴訟において主張・立証を尽くすとの観点から、控訴理由書（訂正後のもの）における国の主張を踏まえ、以下のとおり補足的に説明します。

まず、私の経歴を申し上げます。私は昭和63年に外務省に入省して以来今日までの間、本省や在外公館において様々な外交活動に関与する機会を持ちました。そのうちの主なものを述べると、平成12年9月から平成15年10月まで、在アメリカ合衆国日本大使館一等書記官として、日米間の外交事務等に関与した後、同月から平成18年8月までは、大臣官房会計課首席事務官として、予算・会計事務を担当しました。その後、同月から平成20年8月まで、北米局日米安全保障条約課企画官として、日米間の相互安全保障及び相互防衛援助に係る事務に関与し、同月から平成22年8月まで、南部アジア部南東アジア第一課長として、ベトナム、ミャンマー、カンボジア等との外交関係に関与する機会を持ちました。

平成22年8月2日から現在まで外務省アジア大洋州局北東アジア課長の

地位にあり、韓国及び北朝鮮に関する様々な外交事務を担当しています。例えば、韓国関連では、数々の日韓首脳会談、外相会談の準備や同席を始めとして、竹島問題に関する我が国の対応ぶりの検討や韓国との交渉、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（いわゆる日韓請求権協定）に関連した事務を含む過去の問題、日韓文化交流、韓国内政等、日韓関係を幅広い観点から包括的に担当しています。平成22年には、日韓併合100年に当たって発出した内閣総理大臣談話や朝鮮半島由来の貴重な図書の韓国への引渡しに関連する事務を担当しました。

北朝鮮関連においても、主管課長として、核・ミサイル問題、拉致問題、日朝関係、北朝鮮内政等、幅広い観点から包括的に担当しています。特に、平成24年4月及び12月の北朝鮮によるミサイル発射や平成25年2月の核実験に際しては、危機管理対応や我が国の対応ぶりに関する検討を行いました。また、平成24年8月及び11月には、北朝鮮との協議に参加し、日朝間の様々な問題について、幅広く北朝鮮側との交渉に当たりました。

北東アジア課は、外務省において、最も情報公開請求関連事務の多い課の一つであり、韓国及び北朝鮮に関する文書の管理・情報公開請求への対応を日々行っています。本訴訟の対象である日韓国交正常化交渉に関する文書の精査・公開に関する事務にも携わってきました。

第2 外交文書の性質等と本陳述書作成の趣旨、目的について

そもそも、外交文書は高度の機密性を要する文書であり、その内容によつては、たとえその文書の作成後数十年が経過したとしても、これを公にすることによって、我が国が他国との交渉上不利益を被ったり、他国との信頼関係が大きく損なわれたりする場合があります。

例えば、ある文書に外交交渉等の過程で当事国それがいかなる対応方

針や交渉姿勢を執り、いかなる交渉条件等を検討したか等に関する情報が記録されている場合には、たとえ当該行政文書の作成時から30年以上の期間が経過していても、政府の対応方針には時期を問わず基本的な共通性がある場合もありますので、当該外交問題が未解決の場合はもちろん、当該問題自体は解決済みでも、当該相手方又は第三国と類似の外交問題が生じている場合には、交渉の相手国にとって当該文書に記録されている過去に我が国が執った対応方針や交渉姿勢、その検討状況等が我が国の今後の対応等を推測する重要な手掛かりとなり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあります。このような例として、日韓国交正常化交渉の過程で韓国との間で問題となった請求権問題、文化財問題その他の諸問題は、将来の日朝国交正常化交渉で議論される可能性が高い事項ですし、文化財問題は韓国との間でも再度交渉事項となる可能性が否定できず、類似の外交問題が生じている又はそのおそれがある典型例といえます。

他方で、我が国が、過去の対応方針等のいかんによらず、新たな対応で交渉に臨む必要がある場合にも、交渉の相手国が過去の我が国の政府内部の対応方針や交渉姿勢、検討状況等を知れば、たとえ先の外交交渉時から30年以上の期間が経過して情勢が変化していたとしても、相手国から我が国が過去に検討した対応方針や交渉姿勢との一貫性を殊更要求されるなどして、臨機応変の対応をすることが困難となり、やはり交渉上不利益を被るおそれがあります。

例えば、竹島問題でいえば、我が国は、竹島が我が国固有の領土である根拠として、我が国が江戸時代から竹島でいかなる活動をし、同島に対していくかなる認識をもっていたか等を韓国との交渉や国際社会において一貫して主張してきています。他方、韓国側も、竹島が自らの領土であるとする根拠として、歴史的な資料や認識等に基づいた主張をしており、我が国は韓国側の様々な主張

に対して、歴史的な資料等に基づき、一つ一つ反論を行っています。

このように、外交問題では、作成後長い時間が経過した過去の資料、認識、対応等も重要な材料として、現在の交渉に大きく影響を及ぼすのであり、過去のある時点において示された関係国の事実認識や評価が、長期間を経た後においても、当事国から外交交渉上有利に援用され得ることも、外交関係上しばしば見られることです。

我が国が現在不服申立ての対象としている合計55の不開示部分については、今般、不服の範囲も最大限限定した上で、それでもなお、公となった場合には、北朝鮮や韓国、ロシアとの今後の交渉等において、我が国が交渉上の不利益を被ったり、韓国や米国、フランスとの信頼関係が損なわれ、あるいは、我が国の国際上の信用が失墜するなどの不利益を被ることなどが深刻に懸念される内容のものばかりです。しかしながら、一審判決においては、これらの点が十分御理解いただけず、上記文書の記載内容についても、誤った認定がされています。

そこで、対象文書の内容、性質等を正確に御理解いただき、一審判決の誤りを是正していただくため、上記文書の不開示部分に記載された情報の内容とこれが開示された場合にどのような支障があるのかについて、可能な限り具体的に述べたいと思います。なお、当然のことではありますが、この陳述書を作成するに当たり、合計55の不開示部分の内容を、その前後の記載等を含めて精査したことを申し添えます。

第3 不開示理由1の理由で不開示とされた部分の情報の内容と開示による支障等について

- 1 一審判決が不服申立て部分の記載内容の認定を誤っているものなどについて

一審判決は、不開示理由1とする理由で不開示とした部分が記載された情報の一部について、外務大臣がこれと同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価される情報を既に開示しているとして、不開示決定を違法と判断しています。しかし、この中には、一審判決が文書の記載内容を誤って認定したものがあり、不開示部分の記載内容と外務大臣が既に開示決定をした部分の記載内容とが明らかに異なるものが含まれています。このような認定の誤りは、以下のとおりです（ただし、後記2の文化財に関わるものを除きます。）。

(1) 通し番号1-69の文書について

通し番号1-69の文書(乙A第108号証)は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録総説八」と題する内部文書であり、国が不服を申し立てているのは、不開示部分のうち②-3の部分についてです。

不開示部分の②-3には、いわゆる請求権問題に関する韓国側の日本に対する請求額についての大蔵省及び外務省のそれぞれの試算額(査定額)の総額だけではなく、韓国側の個別の請求項目ごとの大蔵省、外務省の各査定額や、大蔵省、外務省が請求項目ごとにそのような査定をした根拠などが具体的に記載されており、上記各省の各査定額の大まかな総額のみが記載されている開示部分の記載とは全く内容が異なっています。したがって、開示部分や、国が不服を申し立てなかつた不開示部分②-1、2の記載から、不開示部分②-3の上記記載内容を推測するといったことはできません。

そして、不開示部分②-3が公となつた場合には、日本側が韓国側の請求額に対し、どのような根拠でどの程度の査定をしたか、我が国がその後将来に向けてどのような基本方針で対処していくかが個別の請求項目ごとに明らかとなり、北朝鮮がこれらの情報を知つた場合には、今後行われる

ことが予想される日朝国交正常化交渉に際して、事前に日本側の対応を推測できることになりますし、また、北朝鮮が、日本側の査定額の韓国側の請求額に対する割合を前提に、これに上乗せした額を請求してくるなどして、我が国が交渉上不利益を被ることが深刻に懸念されます。

なお、韓国との交渉時から時が経過し、社会情勢が変化しているとしても、日本の植民地支配下における同様の請求権問題は、北朝鮮との間では未解決の極めて特殊かつ重大な戦後処理に関わるものであり、終戦後の日本及び朝鮮半島に所在する財産等に係る請求権問題は、今後、日朝国交正常化交渉等において、交渉の対象とされることは必然ですから、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉に当たり検討していた交渉方針には多大な関心を持つのが当然であり、上記の情報は、北朝鮮にとって重要な資料となることが明らかです。

(2) 通し番号1-97の文書(乙A第110号証)について

通し番号1-97の文書に含まれる昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面の不開示部分のうち、不開示部分③には、先に述べた韓国側の我が国に対する請求額についての日本側の査定額(外務省A案のことです。)について、請求項目ごとに具体的な査定金額及びその具体的な算定根拠等が記載されています。

一審判決は、この不開示部分③が、通し番号1-69の文書の一部開示により既に公にされているとしていますが、通し番号1-69の文書中にある不開示部分③と同じ記載は、外務大臣が一部不開示決定をした部分に該当していますので(乙A第108号証259ページ御参照)、一審判決は、不開示とされている部分を既に開示されている部分と同じ内容のものと誤解したのではないかと思います。

そして、不開示部分③が公となった場合には、韓国側の請求額に対する

我が国の当時の個々の請求項目ごとの査定額や韓国側の請求額に対する割合が明らかとなるので、上記(1)と同様に、北朝鮮が、日本の対応方針を推測したり、日本に不利な交渉材料として用いたりすることが考えられ、我が国が交渉上不利益を被ることが深刻に懸念されます。

2 朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する文書について

(1) 目録について

ア 日本側が作成した目録について

(7) 不開示理由 1 を理由とする不開示部分のうち、國の不服部分には、日韓会談が行われた当時、日本側が日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財等を調査した結果に基づき、これらの数量や書名又は文化財の名称等を記載した目録等の全部又は一部として、通し番号 1 - 74 の文書（東京国立博物館に所蔵されている韓国関係文化財一覧表及び美術品リスト）、1 - 80 の文書（米澤文庫・蓬左文庫等の目録）、通し番号 1 - 81 の文書（京都大学等の目録）、通し番号 1 - 82 の文書（尊経閣文庫所蔵の書籍目録）、通し番号 1 - 83 の文書（河合文庫等の目録）、通し番号 1 - 84 の文書（東京国立博物館所蔵韓国出土品）、通し番号 1 - 85 の文書（重要文化財一覧）の全部又は一部があります。

これらの目録等は、日韓会談において、日本側が朝鮮半島由来の国有文化財等のうち、韓国側に寄贈するものと寄贈しないものとを選別することなどの検討資料とするために作成されたものであり、その当時、日本政府が、韓国側から文化財等の返還請求を受けて、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等を、一定の方針の下に列挙して、各所蔵図書館等に調査させるなどして、目録等として取りまとめたものです。

上記不服部分の個別具体的な内容は、控訴理由書でそれぞれ可能な

限り具体的に明らかにしており、いずれもその内容に誤りはありません。控訴理由書の要旨は平成25年3月29日に国が提出した準備書面の別紙一覧表と同一のものである本陳述書の別紙中、上記各文書に係る⑥欄の各<不服部分に係る情報の内容>の部分に記載されているとおりであります。このことは後述する上記目録等以外の不服部分についても同様です。

(イ) これらの目録等の記載内容が公開されることになれば、我が国が交渉上不利益を被ることが考えられます。

というのも、北朝鮮においては、近時においても、在日文化財の多くは日本が北朝鮮から盗掘、奪取したものであり、これらの全てが北朝鮮に返還されるべきものであることが強く主張されているからです。このような状況に鑑みても、今後の日朝国交正常化交渉に当たっても、日韓会談当时と同様に、朝鮮半島由來の文化財問題が交渉の対象とされることが予想されます。この交渉で、個々の目録等が公開された場合に、どのような不利益等が生じるかは、それぞれ控訴理由書に記載されたとおりですが、それをまとめるとおおむね以下のとおりとなります。

(ウ) これらの目録等に記載された文化財等の品名や数量等それ自体からは、日韓会談の当時、我が国が韓国に寄贈した文化財等と寄贈しなかった文化財等を選別した基準が直ちに明らかになるものではありません。

しかし、これらの目録にはいずれも韓国側に最終的に引き渡されなかつた品目も含まれており、韓国に引き渡しておらず、我が国に所在する可能性のある文化財等の具体的な品名等まで明らかになれば、北朝鮮が、該当する品目について一方的かつ恣意的に強硬な引渡しや代償請求をすることが十分に考えられます。

(1) また、目録等が作成された趣旨、目的や不服部分に記載された文化財等の性質、内容、その由来や入手の経緯、作成場所、作成時期、取得原因、取得価額等（例えば、通し番号1-74、1-80、1-81、1-82、1-84の①、③、1-85の各文書などにはこういった記載があります。）に加え、我が国が韓国に寄贈した文化財等とこれらの目録等に記載された文化財等とを照合するなどして、我が国が日韓会談の当時、どのような基準で、韓国側に寄贈するものと寄贈しないものとを選別したのかの選別基準をうかがい知ることができるものも含まれています。

したがって、日朝国交正常化交渉が行われる前の段階で、これらの不服部分の内容を北朝鮮が知ることになれば、北朝鮮側が、日朝国交正常化交渉に当たり我が国に対して返還を請求する文化財等の選別のために当該情報を参考資料としたり、具体的な文化財等を特定する材料となるほか、北朝鮮が文化財等の発見場所等に基づき自らの支配領域に属する旨を主張したり、我が国が引渡しをしない場合に評価額を代償として請求する金額等の参考にするなど、その主張を根拠づける材料として利用することや、韓国との交渉時と同様の対応を要求し、同一の種類、内容及び割合の文化財等の引渡しを求めるなどすることもまた想定されます。

(2) さらに、上記選別基準等を北朝鮮側が知れば、北朝鮮側が我が国との交渉に先立ち、あらかじめ、同様の朝鮮半島由來の文化財等の引渡しの有無についての我が国の方針や対応を推測することが可能となってしまいます。しかも、文化財問題に対する我が国の方針等は、相手や交渉条件が異なれば、臨機応変の対応が必要となるところ、我が国が過去に韓国との交渉に際して検討した対応方針等が公になれば、

北朝鮮からこれとの一貫性を殊更要求されるなどして、我が国の対応が制約されることになります。

(九) 外交交渉については、その性質上、その内容、方法等を全て明らかにするのは難しいという点を御理解いただくのは難しい面もあるかもしれません、我が国が朝鮮半島由來の文化財等について、北朝鮮側と不利益のない立場で交渉を行うためには、将来の日朝国交正常化交渉の際に北朝鮮側に対して開示する文化財等の目録の範囲や、その開示の時期等を、北朝鮮側の対応を見極めつつ慎重に決定することが、極めて重要であり、あらかじめ手持ちの目録等の全てを開示することになれば、北朝鮮側から一方的な要求を突きつけられ、我が国が交渉上不利益を被ることは必然です。特に、民間の施設等（例えば、通し番号 1-74, 1-80, 1-81, 1-82, 1-83, 1-84 の各文書）の目録に記載された文化財等について引渡しの請求があった場合には、これらの文化財等の扱いについては政府の判断のみでこれを決することはできませんが、北朝鮮側がそのことを理解せず、強くその返還に固執するような事態になれば、我が国が対応に窮することになりかねません。

実際、北朝鮮側と直接交渉を行った経験から申し上げれば、一般的に、北朝鮮側は、日本において入手することができる様々な公開情報を極めて丹念に収集していることが伺われ、仮に文化財等の目録がありのまますべて開示すれば、北朝鮮側はこうした情報をくまなく収集し、将来の日朝国交正常化交渉の際、我が方に対して、当該情報に基づき、極めて詳細にわたる要求を突きつけてくることが容易に想像されます。

その上、以上の目録は、日韓国交正常化交渉当時に日本側が内部の

検討資料として一覧形式に分かりやすくまとめたもの（又はその一部）で、北朝鮮側が他にこのような目録を入手する方法はありませんから、交渉ないしそのための検討資料としての利用価値が高いことが容易に推察されます。私の経験に照らしても、私が北朝鮮側や韓国側の交渉担当者でしたら、このような目録が手元にあれば、内部的な検討や議論もしやすいですし、状況によってこれを相手方に突き付け一つずつ引渡しを求め譲歩を迫るといった、様々な利用方法が考えられます。

(子) また、これらの文化財目録等の不服部分には、我が国がこれまで韓国に対しても開示していない部分も多数含まれており、韓国側との関係でも以上述べた議論が当てはまります。なぜなら、韓国側は、今なお終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財等に対して極めて強い関心を持っており、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財等で、韓国側に引き渡されなかったものについて、改めて引渡しの交渉の対象とされるべきであるとする動きを見せているからです。こうした点を踏まえれば、韓国側が日韓会談当時に我が国が寄贈の対象としなかった文化財等について再度返還を求めてくる可能性も否定できません。文化財等をめぐっては、韓国国内に日本に対し更なる返還を求めるべく、活発な運動を繰り広げている人々が存在し、そのような返還を求める動きの準備が開始されているとの報道が以前からなされており、こうした声が今後強まる可能性は十分あります。そこで上記情報が開示されたことを契機として、韓国において我が国が寄贈の対象としなかった文化財等について改めて返還を求める動きが出てくることも容易に想定され、その際、韓国側が上記不服部分の情報について上記で述べた北朝鮮と同様の利用をする可能性は排除されません。

イ 韓国側が作成した目録について

通し番号1-13と1-111の文書は、同一内容の目録であり、韓国側が、京都大学附属図書館の河合文庫の中に所蔵されていると主張し、我が國に引渡しを求めていた朝鮮半島由来の古書の名称、数量等の情報が記載された目録です。ただし、通し番号1-13の文書には、元々記載されていた韓国古書籍の書名等に加え、韓国側の主張の当否等に関する各書籍に係る日本側による調査結果が手書きで記載されています。

韓国政府は、平成17年に、保有する日韓会談に関する多数の韓国側文書を公開していることから、通し番号1-13の文書と同内容の文書が公開されていないか確認しました。韓国政府が公開した日韓国交正常化交渉に関する文書は、東亜日報のウェブサイト (http://www.donga.co.kr/news/d_story/politics/K_Jagreement65/data.html) で公開されていますので、関連する年代の文書を外務省の韓国語を解する職員が一つ一つ調査しましたが、通し番号1-13の文書と同内容ないし同趣旨と認められる情報は確認できませんでした。

そこで、上記両文書が開示された場合、韓国が作成した文書ですから、韓国側との間で交渉上の不利益が発生することは考え難いとしても、北朝鮮側が、新たに、我が國に所在する可能性があり、かつ、その中でも特に韓国が我が國に引渡しを求めていた朝鮮由来の書籍を知ることになり、これらの書籍について、北朝鮮側からその全てを当然に引き渡すべきであるとの一方的かつ恣意的な要求を強く突きつけられることが容易に想定されることは、日本側が作成した目録について上記で述べたところと同様です。

また、通し番号1-13の文書に記載された、韓国側の主張の当否等について日本側が調査した結果が開示された場合、日本が韓国への引渡

しに応じるか否かの検討に際してどのような事項についていかなる調査をし、その結果がどのようなものであったか等をうかがい知ることが可能となり、北朝鮮や韓国が当該情報を国交正常化交渉や再度の返還請求に当たり我が国に対して返還を請求する書籍の選別のために参考資料としたり、我が国の対応等を予測するために利用したりするなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分想定される点も、日本側が作成した目録について上記で述べたところと同様です。

(2) 目録以外の文化財関係の記載について

以下の各文書の不服部分は、目録以外で、日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財等についての記載がされた部分です（より具体的な内容は控訴理由書に記載されたとおりです。）。

① 通し番号1-60の文書の不服部分

外務省において希少本と評価した宮内庁所蔵書籍の数

② 通し番号1-61の文書の不服部分

目録に外務省が希少本と評価した書籍に付した記号（同文書自体は目録ですが、不服対象部分は、欄外に付された日本側の調査結果です。）

③ 通し番号1-62の文書の不服部分

文化財について受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを外務省が検討した内容

④ 通し番号1-63の文書の不開示部分①

日本側が韓国側に、日本に所在する朝鮮半島に由来する「墓誌」に関する关心事項、すなわち我が国が韓国側に寄贈するものの選別に際して考慮すべき要素に係ることを含め、調査を依頼した内容で、その調査結果いかんによって、我が国が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対しこいかなる対応をするかについても言及された部分

⑤ 通し番号 1-75 の文書の不開示部分（1-86 の不開示部分④も同じ。）

我が国が文化財問題解決の方針として韓国側に引き渡す旨を提案することを検討中の文化財等の所在、個数と、我が国が引渡しを検討中の文化財等の数量に対する韓国側の認識を推測した内容、我が国の提案に対して予想される韓国側の対応、これらを踏まえた我が国の対応とこれに関する問題点（我が国の基本的な対応方針の弱点とも捉えられかねない意味合いの内容のものが含まれています。）、我が国がある種別の文化財等を引き渡すに当たっての問題点と必要となる措置等

⑥ 通し番号 1-86 の文書の不開示部分①ないし③

北朝鮮に関係するとの主張が予想される文化財等の品目ないし種別、数量、そのような主張が予想される理由（不開示部分①及び②）、所有者、現状等（所蔵場所、当該文化財等の由来）（不開示部分①）、我が国が、当該文化財等について、北朝鮮、韓国のいずれに関係する文化財等と判断するかという点に係る判断基準がうかがわれる記載（不開示部分③）

⑦ 通し番号 1-87 の文書の不開示部分

田川博士が保有する宮内庁図書寮の蔵書に係る資料に記載された情報の概要及び同資料を田川博士が保有した経緯に加え、同資料に記載された宮内庁図書寮における朝鮮半島由来の書籍の蔵書量と、別途宮内庁が外務省に交付していた宮内庁図書寮の目録に記載された朝鮮半島由来の書籍の蔵書量とを比較した結果

⑧ 通し番号 1-88 の文書の不開示部分

韓国側に引き渡されることとなった東京国立博物館所蔵の特定の朝鮮半島由来の文化財等の品名及び数量を特定した上で、その出土場所を始めとする具体的な由来に関する外務省アジア局北東アジア課内のやり取

りのほか、文化協力協定を批准した国会における対応に関する記載があり、特定の文化財等の由来と北朝鮮との関係

⑨ 通し番号1-101の文書の不服部分

寺内正毅朝鮮総督の相続人が七書大全と呼び、格別の關心を持ち、山口県立女子短期大学図書館に寄贈後に返還要求していた7種類の文書（不開示部分①）を含む寺内文庫の元所蔵書籍の具体的な名称、数量、概要、特徴、作成時期、作成者、写本・拓本の別等、寺内文庫に所蔵された経緯等

⑩ 通し番号1-103の文書の不開示部分②

韓国に寄贈した東京国立博物館所蔵の朝鮮半島出土美術品の同館における「台帳価格」及び外務省の試算した「時価」

これらの中には、上記1で述べた不服部分と同様に、一審判決が情報内容を誤認したものも散見されますが、これらの情報内容は、控訴理由書で述べられたとおりで間違いありませんので、是非この誤認を是正していただきたいと存じます。

そして、前記(1)で述べたのと同様の理由で、北朝鮮側や韓国側が、上記各不服部分に記載された情報を利用して、上記情報に照らして価値が高いことがうかがわれたり、自らに關係することがうかがわれる文化財等について重点的に、我が国に対する返還請求をしたり（通し番号1-60, 1-61, 1-62の各文書、1-86の不開示部分①ないし③、1-88, 1-101の文書の不服部分等）、外務省の目録に記載のない書籍や同目録に記載のない書籍を含む専門家が保有していた目録の引渡しを求めたり（通し番号1-87の文書の不開示部分）、その他自らの主張の根拠付けに利用したり、当該情報に係る日本側の検討内容等を当然の前提としてこれに沿う対応を求めたり、選別基準その他我が国の対応を予測するためなどに用

いることなどが考えられますが、詳細は控訴理由書に記載されたとおりです。

3 我が国的基本方針等がうかがわれる不開示部分について

上記1、2以外の不服部分の不開示理由1を理由とする不服部分のうち、通し番号1-165及び1-227の文書は、以下のとおり、公になり北朝鮮や韓国等に知れると、我が国的基本的な考え方、基本方針等が知られてしまい、将来の交渉で不利益を被るもの（詳細は控訴理由書で述べたとおりです。）。

(1) 通し番号1-165の文書（乙A第307号証）について

通し番号1-165の文書中の不開示部分には、将来の北朝鮮との国交正常化交渉を直接見越した、財産・請求権問題の処理方法に関する我が国の主張の意図、戦略を要約したもの、これを踏まえて北朝鮮との国交正常化を想定した場合の日本政府の財産・請求権問題の処理方法に関する基本的な考え方の検討内容が記載されており、北朝鮮当局が同問題に関する日本政府の関心事項等を推し量ることができる重要な資料となるものです。

今後の日朝国交正常化交渉等においても、同様の財産・請求権問題が交渉の対象とされることが考えられますから、北朝鮮としては、上記不開示部分に記載されているような過去に我が国が検討していた北朝鮮との国交正常化に関する基本的な考え方、いかなる関心事項等を有していたか等には多大な関心を持つのが当然であり、北朝鮮が、これを知れば、我が国との交渉時における我が国の対応やその意図を推測ないし分析する資料にすることが可能となり、その成果等に基づいて交渉を自ら有利に進めようとし、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定されます。

(2) 通し番号1-227の文書（乙A第358号証）について

通し番号1-227の文書中の不開示部分①には、日本が韓国に対して有する焦付債権の処理方法に関し、無償供与との関連において検討した方式についての日本政府内で検討した詳細な見解及び具体的な交渉戦術が、不開示部分②には、日本が韓国に対する延滞利子を請求することが至難かつ不適当であるとの結論に至った事情及び日本政府部内で検討した具体的な見解及び対処方針が記載されています。

このように、不開示部分①及び②の記載内容は、韓国への経済援助等について我が国が将来に向けてどのような基本方針で対処していくかについてうかがい知ることができる内容のものですが、我が国は、歴史的な経緯や日本との関係性において韓国に類似している北朝鮮に対しても債権を有しており、今後の日朝交渉等において、北朝鮮への経済援助等の問題が交渉の対象とされる可能性が十分あります。

そうすると、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との経済援助等の交渉に当たり検討していた交渉方針に多大な关心を持つことが容易に想定され、不開示部分①及び②に係る情報は、北朝鮮にとって我が国の経済援助等についての基本的な交渉方針等を推し量る重要な資料となるものです。

そこで北朝鮮が、上記情報を知れば、これを我が国との交渉時における我が国の対応方針やその意図を推測ないし分析する有力な資料とすることが可能となり、また、北朝鮮側の要求内容等が韓国とは異なるものとなるにしても、韓国との交渉時における対応と同様の対応を我が国に求めるなど、交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられ、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定されます。

4 その他（通し番号1-245の文書（乙A第78号証））について

以上述べた分類に当てはまらない文書として、通し番号1-245の文書

の不開示部分があります。ここには、日韓両国を連結する海底電線の権利関係について、北朝鮮との関係でも問題が生じ得ることをうかがわせる記載、すなわち、北朝鮮との間でも権利関係の問題が表面化する端緒となる記載がされております。

したがって、この不開示部分に記載された情報が明らかとなつた場合には、今後の日朝国交正常化交渉において、未解決であり、議論の対象となる我が国と北朝鮮との間の権利関係の問題の一部が新たに明るみに出ることになり、その結果、北朝鮮側が、これを日本側に不利な交渉材料として用いるなどして、我が国が交渉上不利益を被ることが予想されます。

第4 不開示理由2を理由とする不開示部分について

1 はじめに

一審判決が不開示理由2を理由とする不開示部分としているものには、我が国による日韓会談及びその準備段階の日本政府内部の検討状況、その非公式見解や韓国側担当者に対しての率直な評価、第三国政府の情報や評論等が記載されています。

日韓間の過去の歴史的経緯や韓国やその国民の対日感情等を考慮すれば、30年以上前の我が国政府の高官等の発言であっても、その内容や表現いかんによっては、韓国国民の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるものがあり（下記2）、また、過去の日本政府部内の検討状況等に関する情報であっても、その内容によっては、現在でもこれを開示した場合に、韓国や第三国との信頼関係が著しく損なわれたり、交渉上不利益が生じたり（下記3）、米国から非公式に入手した情報でありこれを開示した場合に米国との信頼関係が損なわれたり、韓国等との交渉上不利益が生じたりするもの（下記4）、さらには忌憚のない議論等がで

きなくなり外交事務に支障が生じると考えられるものがあります（下記5）。以下、これらについて述べます。

2 過去の政府高官等の発言によって信頼関係が損なわれるものについて

（1）信頼関係が損なわれる理由のまとめ

国家間の相互の国民感情や信頼関係は、当該国家間の歴史等様々な要素に基づき形成されるのですが、韓国には、いわゆる慰安婦問題や我が国による植民地支配等に関連して、日本により韓国国民に対して多大な損害と告痛が与えられたとの認識が現在でも根強く残っているため、日韓間における国民感情は、今なお容易でないものがあることは、周知のとおりです。

したがって、我が国の政府高官等が過去にした発言等に韓国ないしその国民を差別し、あるいは侮蔑したものという印象を与えるような内容や表現が含まれている場合には、これを公にすると、韓国政府や韓国国民の国民感情を傷つけ、対日感情を著しく悪化させ、今後の日韓の外交関係にも影響することが懸念されます。これらの発言等が日本政府の要職にあった人物のそれであればなおのこと、韓国政府や韓国国民の受け止め方は一層深刻であると考えられ、それが過去の発言にすぎないとして、現在の日本政府や日本国民の意識とは区別して受け取られたり、発言者の個性に依存するなどという割り切った受け取られ方をして事なきを得るとは期待し難く、むしろ、その発言等に現れた差別的、侮蔑的意識が、現在の我が国の政府や国民の意識にもつながるものと受け取られ、我が国に対する国民感情が一気に悪化すると考えられます。

控訴理由書に記載されているように、平成7年の参議院本会議における村山富市内閣総理大臣による韓国併合条約が有効に締結され、実施された旨の発言が、韓国外務部や与野党から一斉に強い非難を受ける結果となっ

たことからしても、韓国国民ないし韓国政府は、日韓の過去の歴史的事実に対する評価等に対して、非常に敏感な反応を示す傾向があります。たとえ30年以上前の日韓会談に關わる事項に関する当時の政府関係者の発言等であっても、それが韓国政府ないし韓国国民を蔑視し、差別する意味合いのものと受け取られる可能性がある内容のものである場合には、これが新たに明るみに出れば、現在の我が国政府や国民に対する韓国政府や韓国国民の感情を悪化させ、我が国と韓国との信頼関係が大きく損なわれる結果となることが懸念されます。現に、私が、韓国政府を始め、韓国の有識者やプレス関係者と意見交換を行った経験からいっても、韓国側は、過去に係る問題に極めて大きな关心を示すのが通常であり、たとえ過去の発言や事例であっても、それが韓国国民の感情を傷つけるようなものであったり、過去の日本による植民地支配等と結びついた差別的と受け取られるものであったりする場合には、極めて厳しい反応を示すことから、慎重な取扱いが求められます。

上記のような事情が当てはまる不服部分には、通し番号2-11、2-30、2-89の各文書の不服部分があり、その情報内容等は控訴理由書に記載されたとおりですが、以下特筆すべきことを説明します。

(2) 通し番号2-11の文書(乙A第95号証)の不開示部分

ここには、昭和28年当時の日本政府部内での非公開を前提とした打合せの席上において、当時の鈴木法務省入管局長と下田外務省条約局長が発言した内容が記載されています。これらの発言は、在日韓国人の国籍等の取扱いに関して率直かつ忌憚のない意見を述べたものですが、その内容を見ると、国籍等に関して韓国国民を差別的に取り扱うものと受け取られかねないものであり、国籍等の取扱いにとどまらず、今日においても韓国人一般を蔑視し、差別する意識の現れと受け取られるような率直かつ忌憚の

ない表現が含まれています。

したがって、このような発言が公となつた場合には、当時の日本政府が韓国国民一般に対して侮蔑的、差別的意識を有していたとの誤解を韓国側に生じさせかねないのみならず、現在の日本政府もまた、韓国国民一般に対して同様の否定的評価を有しているとの誤解を韓国側に生じさせかねません。そして、このような政府高官の立場にある者の発言が我が国の今なお保管されている公文書にあえて記録されていることも考慮しますと、韓国国民ないし韓国政府の反日感情を刺激し、韓国国内等で大きく取りざたされるなどして、対日感情を著しく悪化させ、我が国と韓国との信頼関係が大きく損なわれることが懸念されます。

(3) 通し番号2-30の文書(乙A第110号証)中の不開示部分②

この部分は、日韓政治折衝における韓国側の対応に関する、小坂外務大臣による否定的評価を含む率直な意見が、同大臣の個人的所感を交えて、一般的な表現を用いて、具体的に記載されているもので、現在でも韓国国民の感情を傷つけかねない内容を含むものとなっています。

そこでこれを公にすれば、通し番号2-11の文書の不開示部分と同様、韓国との信頼関係が損なわれ、韓国との外交事務に多大な支障を及ぼす可能性が相当程度あるものです。

(4) 通し番号2-89の文書(乙A第72号証)の不開示部分①

この部分に記載された情報は、在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、当時の佐藤栄作総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的な内容を、同総理大臣の言葉をありのままに引用して記載したもので。その内容を見ると、韓国国民及び北朝鮮の人々一般に対する差別的言辞と受け止められかねない表現が用いられており、また、我が国にいる北朝鮮「出身者」について明示的に言及した部分もあります。

その発言内容や表現からすると、これが新たに公となつた場合には、それが当時の我が国の内閣総理大臣の発言であるだけに、その発言が韓国や北朝鮮で大きく取りざたされるなどして、その政府や国民等に衝撃を与え、我が国の国民全体が韓国国民及び北朝鮮の人々一般に対して差別的な意識を抱いていたかのように受け取られかねず、これが現在の我が国の政府や国民の意識にもつながるものであるかのような印象を与えて、今もって韓国国民及び北朝鮮の人々の感情を傷つけ、我が国との信頼関係が大きく損なわれる結果となることが深刻に懸念されます。

また、在日韓国人の待遇に関する問題は、「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結された後も、両国間の重要懸案事項として取り上げられてきており、今後も取り上げられる可能性の高い問題です。仮に当該発言が公表されれば、我が国が、在日韓国人の待遇に関する問題について韓国との間で交渉を行う上で不利益を被るおそれがありますし、将来の北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側の不信感を強め、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるものです。

3 日韓会談当時の日本政府部内の検討内容について

(1) 概要

不開示理由2を理由とする不開示部分については、日韓会談に関する当時の日本政府部内の非公式の検討内容に関するものなどがあります。

このような検討内容等については、既に日韓会談で協議の対象とされた事項で、すでに解決済であり、その後40年以上の期間が経過しているものもありますが、たとえそのようなものであっても、日韓会談の過程で日本政府が検討した一定の対処方針や検討内容が明らかとなった場合、日本政府がそのような方針を実際に取っていたり、あるいは検討していたこと自体が韓国国民ないし韓国政府の強い反発や不信感を招き、結果として我

が国と韓国との信頼関係が損なわれたり、その内容が韓国に明らかになることにより、韓国等との交渉上不利益が生じたりするものがあります（下記(2)ないし(4)）。

また、今後、北朝鮮との間で、国交正常化交渉が行われる場合、上記の日韓会談当時の日本政府の対処方針が北朝鮮当局に知られると、北朝鮮当局に、日本政府の対処方針等をあらかじめ推測する材料を与えることになり、我が国が交渉上の不利益を受けるおそれがあると考えられます（下記(2), (4)）。

さらに、不開示理由2を理由とする不服部分の中には、韓国、北朝鮮等以外の国（ロシア、ポルトガル等）との関係で、日本政府の対処方針等をあらかじめ推測する材料を与えることになり、交渉上不利益を被ったり、信頼関係が損われる可能性のある我が国内部の検討状況等を記載したものもあります（下記(2), (5)）。

以下、以上の観点を踏まえ、幾つか類似の情報内容ごとに分類しながら、情報内容とそれを開示した場合の支障等の概要について述べていきたいと思います。なお、それらの詳細は下記に挙げた各文書について控訴理由書に記載されたとおりで間違いありません。

(2) 対韓強硬措置

通し番号2-36（乙A第114号証）、通し番号2-37（乙A第115号証）、通し番号2-49（乙A第42号証）の各文書の不服部分には、詳細は控訴理由書に記載されたとおりですが、昭和35年当時の日韓国交正常化交渉に当たり、韓国側に抑留された日本の漁業者の釈放問題等に関して、韓国側との交渉が決裂した場合の報復措置として考えられる在日韓国代表部に対する措置について、当時の外務省内で公開されることを全く予定せずに行われた忌憚のない率直な意見交換の結果がありのままに記載

されています。

上述の情報が公となった場合、日本政府が、日韓間の外交情勢はもとより、上記文書作成時点において韓国政府に対してどのような措置を執るか、これらを執った場合の韓国政府の反応や韓国国民による受け止め方についての推測的見解、我が国にとっての利害得失や我が国国民の反応などの効果や影響を含めて具体的に検討した内容が赤裸々となることになります。我が国にとって韓国は極めて重要な友好国です。友好国同士であっても、難しい問題が生じることはありますが、粘り強い外交交渉によって解決するのが常道であり、不開示部分のような極めて強い措置を検討していたことは、韓国側として全く想定していないと予想されますので、仮にそれらが公になれば、たとえこれが40年以上前の日韓の交渉に関するものであっても、日韓のこれまでの歴史的経緯等も併せて踏まえれば、そこに記載された日本政府の対応ぶりや検討姿勢が、韓国国民ないし韓国政府の反発を招いたり、衝撃をもって受け止められたりし、ひいては韓国国民ないし韓国政府の我が国に対する不信感につながりかねず、結果として、反日感情をあおる結果となり、韓国との信頼関係が損なわれる事が深刻に懸念され、外交交渉にも支障が生じます。

また、これを公にすれば、日本政府が内部的にどの程度真剣かつ詳細に強硬措置を執るべきか否かを検討していたか、日本政府が検討した強硬措置の具体的な内容やその選択肢の幅がいかなるものであったか、これが及ぼす影響についての日本政府の検討の方針や視点、関心事といった、我が国の現在の外交交渉上の戦略にも通じ得る点が明らかになり、韓国のみならず、北朝鮮当局を始め、将来我が国と交渉関係に入る可能性のある相手方が我が国の対応ぶりや対応・検討方針、関心事項等を推測するための参考資料にしたり、日本が過去に示した態度を日本側に指摘して日本側に不利

となり得る交渉材料として用いたりすることが可能となり、我が国がこれらの国等との交渉上の不利益を被ると考えられます。

以上の議論は、昭和37年当時、李ライン水域において日本の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として執り得る「対韓強硬措置」の一環として検討された在日韓国代表部に対する措置の具体的方法を記載した通し番号2-38の文書（乙A第116号証）の不開示部分にも当てはります。

(3) 文化財関係

不開示理由2を理由とする不服部分にも、一部文化財等に關係する記載があります。

以下の不服部分は、文化財等に關係して、既に述べたとおり、日本側政府關係者のささいな言動等に端を発し、韓国国民の強固な被害意識が表面化し、激しい反日感情となって現れ、外交問題となることがある上、特に朝鮮半島由來の文化財等は韓国政府及び韓国国民が強い關心を持つことに鑑みると、公になった場合に韓国との信頼關係が損なわれる危険性のあるような記載がされた部分です。

ア 通し番号2-27の文書（乙A第107号証）の不服部分について

この部分には、外部に公開されることは全く想定しない、我が国の本音というべき忌憚のない検討や議論として、上記のような性質を有する文化財等である、宮内庁書陵部の朝鮮半島由來の書籍、取り分け韓国側に引き渡す予定の書籍の日本側における評価が低かったことがうかがわれる発言内容が、具体的かつ詳細に記載されています。これを韓国側が知れば、日本側は低い評価をした書籍以外の書籍については、不当に引渡しに応じていないという見方を惹起し、ひいては、我が国に対して不信感を抱き、過去及び現在の文化財等に関する問題についての我が国

検討内容及びそれを踏まえた対応について批判的な見方を我が国に向け、両国間の信頼関係が損なわれる事態を招来しかねません。

イ 通し番号2-32の文書（乙A第111号証）の不開示部分①及び②について

これらの部分には、寺内朝鮮総督が朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯に關し、学者の推測的な見解とはいえ、韓国側にとってみれば承服し難い経緯が示されており、これが公になれば、韓国政府ないし韓国国民が我が国に対して強い批判的感情を向けることが容易に想定できます。

(4) 請求権処理に関する法的問題についてのわが国の検討内容を記載したもの（通し番号2-19の文書（乙A第102号証）の不開示部分②、通し番号2-20の文書（乙A第103号証）中の不開示部分）

これらの部分には、サンフランシスコ平和条約等との關係で外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題につき、外務省内の具体的見解が記載されており、飽くまでも、日本政府内部の非公式な見解として、公にしない前提で、請求権処理に係る国内的な制約を率直に検討した結果が記載されています。

請求権処理に関しては、我が国政府等に対し賠償や補償を求めるいわゆる戦後補償関係訴訟がこれまでにも日本国内で繰り返し提起されていていますが、仮に我が国がこのような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、請求権処理の問題が未解決であったとの誤解を与えて関連する訴訟を誘発するなどし、ひいては、韓国政府から、既に解決済みの在韓私有財産に関する請求権処理の問題を日本側が蒸し返そうとしているとの誤解を受けかねず、韓国との間で無用な軋轢を生じさせ、信頼関係が損なわれるおそれがあります。

また、韓国内には請求権協定に不満を持つ勢力が存在しますから、仮に

我が国が上記のような請求権処理に係る国内的制約について検討した際の情報を開示すれば、当時の我が国内部の請求権処理に関する検討過程が明らかになることによってこのような勢力の不満を一層高め、その声に押されて韓国政府が日本政府に請求権協定についての再交渉を迫るなど、日韓間の財産・請求権問題が再燃する可能性すら排除されません。

また、今後の日朝交渉等においても、同様の問題が交渉の対象とされることが考えられるため、北朝鮮との関係でも、同様に交渉上不利益を被るおそれがあることも十分想定されます。

加えて、上記情報は、在外私有財産の処分等に憲法29条の補償を要するかという点に関し、我が国が内部的にどのような検討をしていたのかといった、いわゆる戦後補償関係訴訟に対する我が国の対応方針にも関連する非公式見解がありのままに記載されたものです。在外私有財産処分等による戦争損害に関する戦後補償関係訴訟はこれまでにも繰り返し提起されており、今後も同種の訴訟が提起されるおそれが高いことからしますと、このような情報が公になれば、将来の戦後補償関係訴訟の当事者である我が国が内部的に行っていた検討の経緯といいういわゆる手の内情報が明らかになってしまい、訴訟進行上の不利益が生じる可能性もあります。

(5) 韓国、北朝鮮等以外の国（ロシア、ポルトガル等）との関係で、交渉上不利益が生じたり、信頼関係を損なう可能性のあるもの

ア 通し番号2-55の文書（乙A第132号証）の不開示部分について
この部分には、同文書作成当時に日米間において最も重要な懸案事項の一つであった小笠原帰島問題について、駐米大使が、昭和37年に外務大臣に対して発した公電において、米国政府の対応ぶりに対する自らの考察を交えつつ、北方領土問題についての自らの将来予測的な認識を踏まえつつ、日本政府が米国政府との間で小笠原帰島問題に係る交渉を

行う上で必要となる対処方針を検討するに当たり考慮すべき点等を述べたことが記載されており、そのうちの北方領土問題に関する部分には、昭和31年当時における北方領土問題に関する日本の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容も記載されています。

北方領土問題は、現在においても我が国がロシアとの間で精力的に交渉を行っている最も重要な外交課題の一つですが、上記不開示部分には、北方領土問題についての当時の外務省高官の将来予測的な認識を含んだ記載がされており、当時の日本政府の交渉方針と密接に関連すると解し得る内容ばかりでなく、現在の交渉の論点の重要な部分に関する内容も含まれています。

そのため、これが開示された場合、北方領土問題に関する現在の交渉において、ロシア側が、過去において我が国がいかなる交渉上の論点を検討していたかを知り、現在の我が国の対応やその意図を推測ないし分析することが可能となり、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定されるとともに、我が国との外交交渉事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

イ 通し番号2-61の文書（乙A第138号証）の不開示部分について

この部分には、第二次大戦中、中立国であったポルトガルの植民地に対し、我が国が与えた損害に関して、将来、ポルトガルから我が国に対して賠償請求を受ける可能性について日本政府部内で検討した経過等、具体的には、ポルトガルからの賠償請求権に対して回収財源となり得べき財産で日本政府が当時ポルトガルに有していた在外資産の額、ポルトガル政府との交渉状況、日本政府が想定していた具体的な損害賠償額等が記載されております。

そこでこれが公になれば、日本政府がポルトガル政府から損害賠償請求を受けかねないと想定していた具体的な事情やそれに対する日本政府の対応方策も直接明らかになってしまい、ひいては、ポルトガルの対日請求権問題に対する我が国の考え方や対処方針が明らかとなってしまいまます。そうすると、これをきっかけとして、我が国政府とポルトガル政府との間で戦後補償をめぐる問題が再燃しかねないこととなり、そのような場合、我が国と当該地域の政府との間においてその信頼関係が損なわれる可能性が高いと考えられます。

また、上記情報をきっかけとするか否かにかかわらず、今後、ポルトガル政府との間で未解決の専門問題について交渉が行われることになった際、ポルトガル政府が、検討段階にすぎない同問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、その時点において損害賠償責任を自認していたなどとして、当該情報を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられ、それにより、我が国が交渉上不利益を被ることが想定されます。

さらに、上記不開示部分には、我が国がポルトガルとの関係で損害賠償請求を受けかねないと想定している同国の旧植民地であった地域が記載されています。そこで、このような情報が公になれば、我が国とポルトガルの旧植民地であった地域の政府との間で請求権問題が発生しかねず、更にいえば、旧宗主国であったポルトガル政府と旧植民地であった当該地域の政府との間でも同様の問題が発生しかねないこととなります。そうなれば、我が国とポルトガルの間だけでなく、他の複数の関係国との間の信頼関係も損なわれることとなります。

4 米国からの情報等に係るもの

(1) 概要

不開示理由2を理由とする不服部分のうち、通し番号2-10, 2-6
6, 2-96の各文書の不服部分は、我が国が米国から非公式に、かつ、
公にしない前提で入手した日韓国交正常化交渉やソ連との領土問題に対する
機微にわたる内容の米国の立場や対処方針、介入方針、認識等であり、
米国の立場を考えれば、そのような情報を安易に開示すれば、我が国と米
国との信頼関係が損なわれるおそれがある上、韓国やロシアとの交渉上不
利に用いられる可能性も考えられます。

外交交渉においては、一般的に、利害を共有する国家間の場合、両国政
府の担当者が率直に自国の事実認識や利害状況を述べ合うことにより初め
て、双方の利害を的確に踏まえた誠実な外交交渉が成り立つものですから、
このような交渉の過程での意見交換等の内容は、それが当初から公表を予
定して行われる場合でない限り、基本的には不開示として取り扱うのが当
然の国際慣行です。それに加え、上記各不服部分の情報は、その内容や入
手された経緯に照らしても、公にしない前提であったことが明らかなもの
です。

そもそも、情報の入手は外交事務を遂行する上で最も重要な手段の一つ
であり、守るべき機密な情報について秘密保持を適切に行うこととは、各國
と情報のやり取りを行う上で不可欠の前提条件です。特に、米国は国際的に
大きな影響力を持つ国であることからすれば、そのような米国の見解等は、國
際的に大きな注目の的となり、これが公表されれば、米国の立場に
大きな影響が及ぶと考えられます。それにもかかわらず、このような情報
を安易に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が大きく損なわれ、今後、
米国との間の率直な意見交換を阻害し、日米間で連携して第三国への対応
を行うことが困難となり、日本政府の外交事務の適正な遂行に多大な支障
を及ぼす結果となることはもとより、そのように米国の日韓会談に関する

対処方針や介入方針といった機密にわたる非公式情報を、我が国が開示することになれば、我が国は今後交渉を持つ可能性のある諸外国から国家間の機密を保持し得ない国とみなされて、国際的な信用が大きく失墜することになりかねないと思われます。

現在の外交活動においても、様々な情報のやり取りを行っており、現に私もこうした第三国から情報を入手することがあります。そうした場合には、我が国と第三国との信頼関係を極めて重要なものと考え、当該情報の取扱いには、細心の注意を払っています。

上記各不服部分を個別にみた場合の、情報内容やこれを開示した場合の不利益等は控訴理由書に記載されたとおりですが、以下それぞれ特筆すべきことを述べます。

(2) 通し番号2～10の文書(乙巳第94号証)の不開示部分

この部分には、日本政府が米国政府から非公式資料として入手した情報で、日本政府が、昭和28年当時、韓国との間の請求権問題を解決するために、米国政府に対して仲介の形で水面下で協力を求めた際の米国政府内部の対応状況、見解等が具体的に記載されています。要するに、韓国への対応についての日米間の連携の有り様の詳細が記載されています。

日本政府が当時、米国に対して行った協力依頼や、これに対する米国政府内部の対応は、この二国間以外には公にすることを予定せずに行われたものですから、このような二国間の非公式情報が公となつた場合には、日韓の懸案事項となっていた請求権問題に関して米国が一定の対応を示したことやその内容等が明るみに出ることになり、韓国側が米国に対して不信感を抱くなど、韓国との関係における米国の立場に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。米国は、国際的な影響力の大きい国ですから、米国が日韓の請求権問題に関して一定の対応を示したことやその内容等が明らかに

なることの影響は大きいと考えられ、これが公になれば、米国が韓国との関係で微妙な立場に立たされることから、米国としても、これが公表されることを念頭に置いていないと考えられます。

また、上記のような情報の詳細が明らかになると、我が国が米国政府の助力を得て交渉を自己に有利に解決しようとしたかのような印象を韓国政府に与えかねませんから、我が国と韓国政府との信頼関係も損なわれます。

なお、一審判決は、外交文書の情報公開に関し、米国では、大統領命令による秘密指定制度において、一定の例外を認めつつも、自動的な秘密指定解除の仕組みが採用されていることをも指摘していますが、そもそも、上記不開示部分に係る情報が、米国における自動的な秘密指定解除の対象となっているとの具体的な情報はありません。

(3) 通し番号2-66の文書（乙B第143号証）の不服部分

この部分では、昭和34年当時の日韓会談で議論されていた韓国出身者に対する補償金問題に関する米国政府が仲介に乗り出す前提条件ないし環境を整えるために採り得る具体的手法に関して、その具体的手法と当該手法が有する様々なるリスクについての米国政府関係者の率直な意見が、韓国側の誤解や不信を招きかねない特異な表現も用いて記載されています。これが公になれば、その情報内容に照らすと、上記(2)のことがそのまま当てはまるとともに、その特異な表現に照らすと、韓国政府から、現在も日本側が同様の外交工作を行っているのではないかといった誤解や不信を抱かれ、韓国との信頼関係も損われるおそれがあります。

また、日韓両国の歴史的経緯や関係からして、上記のような誤解を招くような表現に、韓国側が過敏に反応し、現時点においてもなお韓国側の国民感情等が悪化するおそれは極めて高いといえます。外交交渉というのは、当事国の国民感情又は世論の影響を多分に受ける性質のものである上、日

韓間には現在でも未解決の竹島問題等の外交上重要な懸案事項が山積しており、両国の歴史的経緯からしても、韓国との外交交渉は、細心の注意を要する機微なものですから、上記情報は50年以上前のものですが、こうした事情を踏まえれば、文書作成時から長期間を経ているなどの事情は、上記の事態を当然かつ絶対的に解消するものではありませんし、過去のある時点において関係国に対して示した事実認識や評価が、相当長い期間を経た後であっても、当事国がこれを外交交渉上有利に利用しようとすることは、しばしば見られるとさろであり、当該情報を開示した場合、その内容に照らせば、日韓間の外交交渉において我が国が不利益を被ることが予想されます。

(4) 通し番号2-96の文書（乙B第170号証）の不開示部分

ア この部分には、昼食時の懇談という非公式の場面において、ざくばらんな会話の中で、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後の対応の誤りに言及したラスク国務長官、ハリマン国務次官補又は大平外務大臣の発言の具体的な内容が記載されています。

このうち米国側の発言は、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に関する米国の認識、見解等を含んでおり、昼食時の懇談という非公式の場面において、ざくばらんな会話の中であつたからこそ米国政府の要人がそのような発言をしたものであり、そのことからすると、明らかに、公にしない前提で発言した非公式情報ですから、開示すれば米国との信頼関係が損われます。

イ また、上記不開示部分が開示された場合、昭和37年当時、日本がソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に基づく戦後処理の問題に對してどのような認識、見解を有していたかが明らかとなります。そして、北方領土問題は、現在も継続している領土問題であり、ロシア政府

にとっても重大な関心事ですから、当該情報が公になれば、ロシア政府が、今後、同問題について日本と交渉等を行う際に、過去の日本側の認識や考え方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した認識や考え方をあたかも日本側の現時点での見解のように扱うなど不利な交渉材料として用いることなどが考えられます。それにより、我が国がロシアとの今後の交渉をする上で不利益を被ることが十分想定されます。

ウ さらに、米国は、北方領土問題の当事国ではありませんが、戦後の我が国の領土を確定したサンフランシスコ平和条約の主たる起草国であり、国際社会において多大な影響力を有していますから、ソ連の領土問題やサンフランシスコ平和条約に係る昭和37年当時の米国の認識や見方がロシア政府の知るところとなれば、ロシア政府が、日本と北方領土問題に関する交渉等を行うに当たり、米国の過去の認識、見解等をあたかも自國に有利な交渉材料であるかのように利用することも考えられ、このことによっても、我が国がロシアとの今後の外交交渉をする上で不利益を被ることが十分想定されます。

5 忌憚のない外交交渉や内部の打ち合わせ等に支障が生じるものについて

(1) 概要

外務省では、機微な事項を扱うことも多く、非公開を前提とする打ち合わせ等が多数行われております。

今般、国は、被控訴人らによる情報公開請求に接し、上記のような非公開を前提とする打合せの議事録等であっても、その内容を吟味の上、情報公開法の趣旨に沿うべく、可能な範囲で一部開示に応じ、かつ不服の範囲も限定いたした上、追加開示しました。

しかし、打合せが非公開を前提として行われたものであることから、率

直かつ忌憚のない発言もされており、その発言のうち、以下のものは、後日、漫然と公開されることが予想される事態となれば、率直かつ忌憚のない意見交換が困難になり、政府部内における非公開を前提として行う打合せ、協議、検討等をする上で多大な支障が生じ、外交事務に多大な支障が生じる機微な内容であるため、不服申立ての対象としています。

(2) 通し番号2-11の文書の不開示部分

この部分は、韓国国民一般に対して侮蔑的、差別的意識を有するとの誤解を生じさせかねるものとして前述したのですが、政府部内において、非公開を前提として、外務省、法務省、大蔵省、運輸省、通産省及び農林省の局長級職員を中心とする政府高官が、日韓会談の懸案事項について、忌憚のない打合せを行った際の議事の内容です。

この部分は公になると、当該打合せが非公開を前提として行われたものであるからこそ、政府の公式見解ではないにもかかわらず、あたかも日本政府の公式見解であると誤解されかねない率直かつ忌憚のない発言がされたものであり、このような部分まで、後日、公開されることが予想される事態となれば、政府の公式見解に捉われない率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における打合せ、協議、検討等をする上で多大な支障が生ずることにもなり、外交事務に多大な支障が生じます。

(3) 通し番号2-27の文書の不服部分②

この部分は、上記3(3)ア(25及び26ページ)でも述べたものですが、宮内庁書陵部の各書籍について調査を行った専門家並びに宮内庁及び外務省の担当者らが、書籍の評価や、韓国に引き渡すべき書籍の選別基準等について打合せを行った際、同打合せは非公開を前提として行われたものであることから、率直かつ忌憚のない発言がなされ、韓国に我が国への不信感を抱かせかねない発言が記載されており、そのような会議等の議事内容

が後日に公開されることが予想される事態となれば、専門家による機微な内容を含む調査や、外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができるないこととなり、政府部内における外交関係の協議、検討をする上で多大な支障が生ずることとなります。

(4) 通し番号2-32の文書の不開示部分

上記3(3)イ(26ページ)のとおり、この部分には、宮内庁書陵部の書籍について調査を行った専門家が、日本側における検討過程において、朝鮮半島由来の文化財等が韓国側にとて承服し難い経緯で我が国に持ち帰られたという見解を述べたものですが、当該専門家も、非公開を前提として行われたものであることから、このような韓国に我が国への不信感を抱かせかねない率直かつ忌憚のない推測的見解を述べたものであり、そのような見解が、ありのまま後日に公開されることが予想される事態となれば、今後は、専門家による機微な内容を含む調査、検討、意見等が得られなくなることとなります。

(5) 通し番号2-96の文書の不開示部分①及び②

上記4(4)(33及び34ページ)のとおり、ここに記載されている米国側要人の発言は、昼食時の懇談という非公式の場面において、ざっくばらんな会話の中で発言されたものであって、公にしないことは当然の前提です。

このような非公式の場面で公にしないとの前提でされた発言を我が国が開示することになれば、外交上の情報交換等の場面における諸外国等との率直な意見交換が困難となり、我が国の米国との外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすことにつながります。

第5 不開示理由3を理由とする不開示部分について

1 竹島問題をめぐる最近の日韓関係の状況等と竹島問題に関する日本政府、韓国政府やこれらの政府関係者の提案・見解等や第三国の見解等が明らかとなつた場合の支障について

(1) 不開示理由③を理由とする不開示部分については、大きく言うと、①竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者の提案・見解・対処方針に関する情報、②竹島問題に関して韓国政府又は韓国政府関係者から示された提案・見解等に関する情報、③竹島問題に関する韓国以外の第三国の見解等に関する情報等があります。

竹島問題は、米国を始めとする国際社会も関心を寄せる、現在も日韓間で未解決の重大な領土問題であり、最近でも、平成24年8月の李明博韓国大統領の竹島上陸問題を契機に改めて大きな政府問題となっています。このような中で、日本政府は、かねてから竹島問題について国際司法裁判所に提訴するとの選択肢の是非を継続的に検討しており、平成24年8月21日には、韓国側に国際司法裁判所への合意付託を提案し、韓国側がこれを拒否するなど、解決が困難な喫緊の懸案事項となっています。このように、日韓両国の政府やその国民が本問題に多大な関心を寄せていることからすれば、この問題に関する情報の取扱いにも細心の注意を払う必要があります。

(2) 上記①のうち、竹島問題に関する日本側の具体的見解等には、公にされていない日本政府部内の検討内容等、あるいは韓国と当時やり取りされた内容であっても、現時点で公となり、韓国側が改めてこれを認識した場合には、韓国に誤解や不信感を与える結果となり、韓国との信頼関係が損なわれる事態となることが考えられたり、韓国やその他の国が今後の竹島問題やこれに類似する問題の協議に際して、我が国に不利な材料として用いるなどして、我が国が交渉において不利な立場に陥るおそれがあるものも

あります。このような理由で不服を申立てた部分は後記2のとおりです。

(3) 上記②の情報のうち、日本が韓国側から示された提案・見解には、対外的に公表しない前提で韓国側が示した率直な提案・見解や、韓国側が内容が未確定の試案的なものとして提案し、現時点でも公表されていないもの等が含まれています。このような情報を日本側が開示すれば、竹島問題が外交上機微な領有権の帰属に関する問題であることも考えると、韓国との信頼関係が大きく損なわれることが予想され、竹島問題の解決にも影響が及ぶことが懸念されます。

外交上の機微な情報についての秘密保持の重要性は上記第4の4(1)（29ないし31ページ）でも述べたところですが、それに加え、ここでは交渉当事者間でやり取りされた機微な情報が問題になっており、これを容易に開示すれば、今後外交交渉を行う可能性のある諸外国が我が国との外交交渉自体を拒むことにもなりかねず、たとえ外交交渉に応じたとしても、我が国に対し、当事国以外にも公表可能な提案を除いては、その時々の率直な提案をすることを差し控えるなどして、立ち入った折衝を行うことが困難となり、我が国が外交交渉上不利益を被ることが想定されることとなります。このような理由で不服を申立てた部分は、後記3のとおりです。

(4) 上記③の情報には、竹島問題に関連して米国や国連その他の第三国等が示した具体的見解等が含まれていますが、外交交渉においては、国家間での意見交換等の内容は、基本的には不開示として取り扱うのが当然の國際慣行であり、これを開示すれば、当該第三国等との信頼関係を損なうばかりか、他国からも秘密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは上記第4の4(1)でも述べたとおりです。特に、米国の立場に照らすと米国との信頼関係を損なうことも上記第4の4(1)で述べたとおりですが、竹島等の問題の性質に照らすとその懸念は一層強いと考えら

れ、そのような情報を我が国が容易に開示すれば、米国との信頼関係が大きく損なわれることが深刻に懸念される上、この情報を韓国等が我が国に不利に用いる可能性があります。このような観点で不服を申立てた部分は後記4のとおりです。

(5) 以上を踏まえた各不服部分の情報の内容及びそれを開示した場合のそれぞれの不利益等については控訴理由書で述べたとおりですが、以下、特筆すべき点を述べます。

2 日本側の具体的見解等のうち、韓国との信頼関係が損なわれたり、我が国が韓国との交渉において不利な立場に陥るおそれがあるもの

(1) 韓国側に我が国の大野自民党副総裁（当時）が述べた解決案について、日本側の案ないし大野自民党副総裁（当時）が述べた解決案について、韓国側との竹島問題に関する議論を進めるために、現在の視点から見ると、日本側があえて一歩下がった内容の発言をしたもののが記載されています。詳細は、控訴理由書に記載されたとおりです。

これは、非公開を前提とした忌憚のない意見交換の場面において、かつ、日本側が提案した竹島問題の国際司法裁判所への提訴案に消極的な態度を示していた韓国側と様々な意見を取り交わす過程において、同提訴案やそれに代わる幾つかの案に対して、その意見交換当時の諸事情等の下で日本側があえて発言したものなのですが、その表現ぶりだけをみると、あたかも当時から現在に至る諸事情等の下でも一般的な我が国の対処方針や立場であるかのような誤解を韓国側に与えかねないものです。

韓国政府において上記発言を現在どのように認識されているかは必ずしも判然としませんが、いずれにしましても、日本国の内部

記録に含まれており、かつそれが公文書たる外交文書の情報公開により公になるとすれば、韓国政府がこれに改めて着目し、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識、関心事項や見方、ひいては日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、上記のような誤解を所与の前提として日本側に不利な交渉材料として用いることが考えられ、それにより、我が国が韓国との交渉上不利益を被ることが十分想定されます。

特に、前述した東亜日報のウェブサイト (http://www.donga.com/news/d_story/politics/K_Jagreement65/data.html) に掲載された韓国政府が公開した日韓国交正常化交渉に関する文書にも、上記不服部分の情報を含め、日韓予備交渉第21回会合又は第22回会合の記録は確認できませんでしたし、その他、韓国国民が、非公開を前提とした忌憚のない意見交換の場面における情報である上記情報に接した形跡はありません。そうすると、当該情報を公にすることにより韓国国民に無用な誤解を生じさせ、その結果、いたずらに世論を騒がせるおそれが高く、そうなると、韓国政府も、その世論を背景に、上記誤解を当然の前提として我が国と交渉せざるを得なくなり、我が国が交渉上不利益を被ることが十分予想されるとともに、日韓両国間の国民感情に悪影響を与え、ひいては両国間の信頼関係が損われる結果となりかねないのです。

イ 通し番号3-21の文書（乙A42号証）の不開示部分について

ここには、海上保安庁巡視船が竹島不法占拠の事実を認めた上で日本政府が執った具体的措置の内容、及び、同措置に関して日韓両政府の大天使の非公開の面談の際に日本の大使が韓国の大天使に示した意見又は見解が記録されています。

上記不開示部分の記載内容は、竹島が韓国側により不法占拠されてい

る事実を視認した後に我が国政府が執った具体的措置の内容、仮定的な前提条件の下における我が国の対処方針も含めた検討内容の概要であり、また、その内容は、当時の日本政府の竹島の不法占拠問題に係る対処方針等について、あたかも積極的な対応を執ることについて、消極的な姿勢であったかのような誤解を韓国側に与えかねない表現振りとなっている上、日本側の公文書である外交文書の公開によって改めて明らかになることによって、その情報が特に重要なものとして受け取られかねません。

したがって、上記各不開示部分が公になれば、韓国政府が、今後、竹島問題について我が国と交渉等を行う際に、竹島問題に関する我が国の過去の認識、関心事項や見方を我が国の今後の対応を推察するための参考としたり、我が国が過去に採った具体的対処方針及びこれに至る検討内容を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されます。

(2) 通し番号3-16(乙A第40号証)の文書中の不開示部分⑦

ここには、日韓条約の案文につき「『生ずる』を入れるよりも仲裁から調停まで降りる方を選んだ理由」に関し、我が国における条約案の策定等を所管する外務省条約局の藤崎局長の個人的見解が記録されている内部文書ですが、ここには、同局長が、公にしない文書であることを前提として、日本政府部内でいかなる対処方針を立てていたか、また、当該対処方針がいかなる配慮の下にいかなる形で案文に反映されているか、また、これを反映するに当たって韓国側との折衝に当たりいかなる配慮がなされたか等について述べた率直な見解が含まれています。

したがって、不開示部分⑦が公になると、日韓条約の案文策定に当たつての我が国対処方針、それを案文に盛り込む際の対応ぶり、ひいては当

時の韓国側の対応の予測やこれを踏まえた日本政府の対処方針等が明らかとなり、上述した竹島問題の性質からして、不開示部分⑦が公になれば、韓国政府が、今後、同問題について日本と交渉等を行う際に、このような過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されます。

また、このような見解の発言者が外務省条約局長であることも踏まえますと、上記の見解からは、条約案の策定や、相手方当事国との折衝の在り方等について、一般的に我が国の対処方針を推し量ることができ、今後、我が国が関係することが予想される各種条約の案文策定における我が国の対処方針や、それを案文に盛り込む際の我が国内部の配慮、相手方当事国の対応の予測やこれを踏まえた日本政府の対処方針もまた相当程度に推知されることとなりますので、そのような今後の各種交渉でも我が国が不利益を被ることが十分想定されます。

(3) 通し番号3-34の文書(乙A第71号証)の不服部分の一部(59ページ及び71ページの各上から6行目から8行目の部分。同不服部分の残部は後記3(3)で述べます。)

同不服部分には、国際司法裁判所への提訴案に対して韓国側が反対した真の理由についての日本政府部内の推測的見解を踏まえて検討した、日本政府の対応が記載されております(これは通し番号3-18の文書においては不開示が適法とされた部分です。)。

竹島問題の性質等からして、これが公になれば、韓国政府が、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の日本側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、日本

が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いるなどして、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあることが十分想定される点は上記(2)で述べたのと同様です。

(4) 通し番号3～24の文書（乙A第61号証）中の不開示部分について

この部分には、李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題に関する我が国のソ連への対処方針が記載されております。

島の領有権問題は領海問題と関連するものであって、領有権について対立がある竹島問題は漁業問題である李ラインと密接不可分の関係にあったため、李ライン問題に関連して述べられた領海問題及び漁業問題は竹島問題自体にも深い関わりを持っています。

また、我が国はロシアとの間にも北方領土問題を抱え、現在もなおロシアとの間で精力的に交渉を行っておりますので、ソ連との領海問題及び漁業問題に関する我が国の対処方針に関する情報も、上記文書作成時はもとより、今もなお、特に慎重な配慮が求められるものです。

そして、上記不開示部分の記載内容は、このようなソ連への対処方針に関する内容のものであるだけでなく、李ライン問題に関する対応についての率直かつ個人的な見解としての内容を併せ持つものですから、これを公にすれば、過去に我が国がソ連との間の領海問題及び漁業問題に関して執った対処方針が明らかになるとともに、当時我が国が李ライン問題に関して検討した対処方針もまた明らかになることとなり、ひいては、我が国が、今後同種の問題に対していくかなる対処方針を探ることとなるかについての我が国の立場を推知されるおそれがあります。多くの離島を領土として保有し、領土を領海に囲まれている我が国においては、通し番号3～24の文書作成当時にソ連及び韓国との間での対応ぶりが検討されたものと同種の紛争が今後も生ずる可能性を完全には排除できないのですから、そこで

検討された対処方針は、将来生ずる可能性を完全には排除できない他の領土問題及び領海問題にも関係することが想定されます。

しかも、当該情報は、その発言者が、外務事務次官という政府高官であり、かつ、日韓会談担当者であった人物であるとともに、日韓交渉に関する関係各省次官会議の議事録中にあることからしても、日本政府部内の検討・協議内容に関する重要な発言といえます。このことに加え、李ライン問題や、ソ連との間での北方領土問題は、現時点でも未解決の問題であり、韓国政府及びロシア政府にとって極めて関心の高い事項ですから、上記不開示部分に係る情報が公になれば、両国政府が、今後、同各問題について日本と交渉等を行う際に、同各問題に関する過去の日本側の認識、関心事項や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考とすることが考えられる上、今後両国を含む我が国と領海及び領土問題が生じうる隣接諸国が、同種の問題に対して日本政府が採る方針を把握し又は推測する材料となり、日本が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されます。

3 非公開を前提とする韓国側の発言について

以下の情報は、いずれも、韓国側が相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として我が国に述べた竹島問題に関する発言内容等であり、現時点でも両国政府のいずれからも公にされていません。韓国政府が公開していないことは、前記の通し番号1～13の文書同様、東亜日報のウェブサイトで確認しています。

(1) 非公式発言とすることを明示したやり取り（通し番号3～15の文書（乙A第54号証）の不開示部分）について

この部分は、小坂外務大臣と崔外務部長官との間で、公式協議に引き続

き、非公式発言であることを両者が確認した上でされたやり取りであって（直前に「以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行われた。」と記載されています。），非公開とすることを前提に、当時の韓国と北朝鮮との関係、日韓会談に関する両国間の政治状況などに関する認識を踏まえ、会談の在り方に関する率直な意見や、竹島問題に関する日韓両政府の非公式見解についてなされた踏み込んだ内容の会話の応酬が記載されています。

外交交渉の場において非公式発言である旨の明示的な約束をするということは、両国間において、当該発言はその場限りのものとして取り扱うこととするか、少なくとも、当該発言は公には存在しないものとして取り扱うことを行ったことを意味し、公にすることが元来予定されていないこととなり、それを非公式発言とする旨を約した当事国においては公にすることが許されない性格のものです。

それにもかかわらず、当該当事国のいずれかが非公式発言を公にすることは、それを非公式発言とする旨を約した当事国間の信義にもとることはもとより、公式な見解との齟齬や乖離の状況が問題とされるなど、種々の弊害が生ずることが容易に想定され、およそ外交上の國際慣行に反するものであって、國際社会で受け入れられるものではありません。

(2) 竹島問題に関する国際司法裁判所への提訴案に韓国側が反対した理由に関する発言等

ア 通し番号3-32の文書（乙A第69号証）、通し番号3-47の文書（乙A第83号証）中の不開示部分③、通し番号3-16の文書（乙A第40号証）の不開示部分②、通し番号3-18の文書（乙B第56号証）の不服部分及び3-34の文書（乙A第71号証）の不服部分のうち一部（59ページ及び71ページの各上から2行目から5行目の部分）

通し番号3-32の文書中の不開示部分及び通し番号3-47の文書中の不開示部分③には、昭和38年当時、日韓の会合において、竹島問題に関し、日本側が韓国側に対し、国際司法裁判所への提訴案を提示したのに対し、韓国側が非公開を前提とした協議の中で国際司法裁判所への提訴案に賛同できない真の理由を率直に述べた具体的な見解が記載されています。

また、通し番号3-16の不開示部分②、通し番号3-18の文書の不服部分及び3-34の文書の不服部分のうち一部には（後二者の不服部分は全く同一文です。）、通し番号3-32の文書中の不開示部分や通し番号3-47の文書中の不開示部分③に記載されているような韓国側が率直に述べた内容を踏まえ、かかる真の理由につき、日本政府部内で検討した結果ないし推測的見解が記載されています。

韓国側が国際司法裁判所の提訴に反対する真の理由として我が国に述べた率直な見解は、正に相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として伝えられた情報であって、現に、上記情報は両国政府のいずれからも公にされていないものです。韓国側は、竹島問題に対して強硬な姿勢で様々な主張をしていることは周知の事実であるところ、そのような中でも公にされていない見解であることからしても、これが公にされないことを前提としたものであることは明らかです。

なお、通し番号3-16の文書の不開示部分②には、非公式に得た韓国側の見解を基に検討した検討結果以外に、韓国側の関心事項についての政府部内の検討結果も記載されています。この情報は、韓国側に明らかにされたことがないもので、これを公にすれば、竹島問題に関する政府部内の検討結果が明るみに出ることとなります。我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定されることとは、上記2(2)で述べたところと同

様です。

イ 通し番号3-16の文書（乙A第40号証）の不開示部分⑤

この部分には、日本政府関係者の「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」との発言に関する後宮アジア局長の個人的見解とともに、金大使が竹島問題の解決方針について示した一定の意見が記載されています。金大使が述べた見解は、非公表・非公式のものとして取り扱うことを前提に日本政府に伝えられたものであり、当時はもとより、現在の日韓両国間においても、これを公にすることは全く予定されていないものです。

そもそも、金大使の上記意見は、当時及び現在の韓国政府の公式見解とは異なる内容のものであり、韓国政府が上記意見を我が國が了承しさえすれば直ちに採用可能な案として示したものということはできませんし、現にその後の日韓交渉においても、上記意見に係る案は採用されていません。二国間交渉の通例として、このように交渉過程において相手国から未確定の試案的なものとして示された提案の内容は、その性質上、当事国以外には開示しないことを前提としているのは当然のことなのです。そして、金大使の意見は、後宮アジア局長の個人的見解と相反する内容であり、両者の意見は表裏一体のものとして記載されているため、局長の見解も明らかになれば、大使の意見の具体的な内容についても推測することが可能となってしまいます。

4 第三国が非公開であることを前提に示した具体的見解等について

(1) 米国側から得た情報

ア 通し番号3-16の文書（乙A第40号証）の不開示部分③(7), ⑥(7)

(7) 不開示部分③(7)には、昭和29年当時、日本政府関係者が米国政府関係者から聴取した米国の竹島問題に関する対応・見解が記載されて

いますが、この米国の竹島問題に関する対応・見解は、飽くまで米国政府内部の非公式情報であり、非公表・非公式のものとして取り扱うことを前提に、日本政府に伝達されたものです。

したがって、これを公にすれば、上記のとおり、米国との信頼関係が損われるおそれがある上、米国は、竹島問題の当事国ではありませんが、国際社会において多大な影響力を有する国ですから、当時の竹島問題についての米国の対応方針等が韓国政府に知られることになれば、韓国政府が我が国との今後の同問題に関する交渉等に当たり、米国が過去に採った方針等を自國に有利な交渉材料として利用することなどが考えられ、それにより我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定できます。

(4) 不開示部分⑥(7)には、在韓米国大使が朴大統領と面談した際の同大統領の発言内容が記載されています。この発言内容は、日本政府が米国政府側から情報提供されたものです。

このような政府高官相互間でされたやり取りの内容は、その会談が行われた経緯を踏まえ、それを公にするに当たっては慎重な配慮が必要となるものです。本件に即していえば、このような面談の性格上、朴大統領は、上記面談における発言内容が日本政府に伝達される予定であったことを認識していたとは認められませんし、少なくとも、同大統領は、後日、当該発言の内容が日本政府により公にされることはないとして発言したといえます。また、これを日本政府に伝達した米政府関係者も、後日、伝達した内容が日本政府により公にされることはないとの前提に立っていたものです。以上のこととは、外交上当然の了解事項です。

このような状況において、日本政府が、上記発言内容を公にすれば、

秘密保持を前提としてこのような重要な情報の提供に応じた米国政府の我が国に対する信頼が著しく損なわれることはもちろんのこと、韓国大統領が公にしないことを前提にした発言内容を、それと知りつつ公にすることになる以上、韓国政府の我が国に対する信頼もまた著しく損なわれます。

イ 通し番号3-30の文書（乙B第67号証）中の不服部分

この不服部分には、在韓米国大使館ハビブ参事官が、非公式に、昭和40年当時の日韓国交正常化交渉における日本政府の竹島問題に対する対応方針及び具体的な対応状況について、その問題点を指摘し、米国側の具体的かつ率直な意見を述べた内容が記載されています。

不開示部分②の表題や、通し番号3-30の文書の21ページ（-19-）に、「内話」との記載がありますが、この「内話」という用語は、我が国外交関係者の間では、現在においても、その内容を対外的に言及しないことを前提とする旨を明示的に合意あるいは暗黙に了解した場合に使用する用語ですから、不開示部分①及び②を含む同文書に記載されたハビブ参事官の見解等は、基本的には不開示とされる外交交渉の過程において公にしないことを前提として述べられたものなのです。それにもかかわらず、我が国がこのような米国政府の内部の方針に関わる情報を漫然と開示すれば、米国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも秘密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは容易に想像できます。

また、韓国政府が、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に、竹島問題に関する過去の米国側の認識や見方を日本側の今後の対応を推察するための参考としたり、国際社会において多大な影響力を有する米国側が過去に示した態度を日本側に不利な交渉材料として用いることな

どが考えられ、それにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれが十分想定される点は、上記アの通し番号3～16の文書中の不開示部分③(7)について述べたところと同様です。

(2) 米国側ないし国連から収集した情報等（通し番号3～27の文書(乙A第64号証)の不開示部分①ないし⑥の各(a)及び不開示部分⑦)

これらの内容は、米国側又は国連側の竹島問題についての具体的見解、竹島問題に関する日本側が検討した具体的な対策や対応状況、竹島問題について日韓で見解を異にする諸問題について米国側と協議した際の米国側の具体的見解、態度及び対応状況、日本側解決策に対する米国側の具体的見解、在米大使館が竹島問題についての日本政府の解決策に対する米国政府の具体的見解を確認した状況及びそれに関する日本政府の具体的な対応状況等が記載されています。上記不開示部分の個々の詳細な内容は控訴理由書に記載されたとおりであり、往復書簡としてやり取りされた電信又は公信の本文であるため、往電が開示されると返電の内容もある程度推知される関係にあります。

日本側が竹島問題について検討していた具体的対策に対する米国側や国連側の具体的見解は、日本が対外的に公表しない前提で、在米大使館又は国連代表部を通じて秘密裏に入手されたものです。したがって、これらの文書が作成されてから長期間が経っていることを考慮しても、我が国がこれを安易に開示すれば、米国や国連等の他国等との信頼関係が大きく損なわれる事態となることが察せられます。

また、上記各不開示部分のうち、日本政府が竹島問題について検討していた具体的対応策に対する米国側又は国連側の具体的見解や態度等を踏まえて竹島問題に関する具体的対応策を検討した内容が開示された場合、昭和29年当時の日本、韓国間の竹島問題に関する外交交渉の帰結に関する

る日本側の見通しが明らかとなってしまいます。そうすると、日本側に不利な交渉材料として用いることなどが考えられる点は、上記2(2)で述べたとおりです。

以上の観点に当てはめ、不開示部分①ないし⑥の各(a)及び不開示部分⑦がそれぞれ開示された場合の個別具体的な支障、不利益等については、控訴理由書に記載されたとおりです。

(3) フランス側から収集した情報等（通し番号3-43の文書（乙B第79号証））

ア 通し番号3-43の文書中の不服部分に係る情報は、①フランス政府担当職員が、日本政府が抱える竹島問題との対比において、フランスが現在もアジア地域における第三国間で係争中の領土問題の処理状況について、飽くまで非公式に述べた率直な意見であり、公にしないとの前提で我が国に伝達された内容、②それが伝達された具体的経緯（当該フランス政府担当職員の名前や上記の伝達の具体的な経緯等）、並びに③通し番号3-43の文書の要旨ともいるべき表題部分です。

イ 上記第4の4(i)(29ないし31ページ)で述べたとおり、国家間の外交交渉の過程での意見交換等の内容は、基本的には不開示として取り扱うのが国際慣行ですから、我が国が、上記①のフランス政府担当職員の非公式の発言内容や上記の伝達の具体的な経緯等を漫然と開示すれば、フランス政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも秘密保持が期待できない国とみなされて、国際的な信用が失墜することは容易に想像できます。

ウ また、上記表題部分の記載は、原判決が情報公開法5条3号の不開示情報に当たると正当に判断した部分の内容（昭和29年当時、在フランス大使が電信で示した竹島問題に関する個人的見解であり、日本政府の

公式の方針とは大幅に異なるもの）を含む通し番号3～43の文書の要旨ともいるべき内容ですから、これが開示されると上記個人的見解が推知され、韓国政府が、今後、竹島問題について日本と交渉等を行う際に参考とすることなどが考えられ、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあります。

第6 不開示理由4の理由で不開示とされた通し番号4-7の文書（乙A第40号証）の不開示部分の情報の内容と開示による支障等について

通し番号4-7の文書中の不服部分は、韓国人漁夫が竹島に上陸することは、法的には日本の領土権の侵害であるとともに、出入国管理令及び漁業関係法令の違反行為でもあるとの観点から、外務省主催の下、関係省庁（具体的には、国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁）が協議の上で策定した縦書き和文タイプの文書であって、その前後のページとは独立したものです。

同文書（上記不服部分）には、昭和28年6月に決定された「竹島問題対策要綱」にある韓国人漁夫の竹島上陸への対応策に関する具体的かつ詳細な内容、すなわち、韓国人漁夫が竹島に上陸した事案を想定して、その場合に執るべき様々な具体的な措置について、これらの措置を実施するまでの優先順序ないし先後関係を示すなどした上で、これを執った場合に想定される韓国側の反応と、これを踏まえた更なる我が国側の対応策等について、政府部内で立案策定された体系的な内容が汎用的な形式で記載されています。

昭和29年6月以降、竹島が韓国側の警備隊の常駐等により完全に韓国側に占拠されるに至っているとしても、竹島問題は、既に指摘したとおり、未解決かつ韓国政府・韓国国民にとって極めて関心の高い事柄ですし、多くの離島を領土とする我が国においては、竹島のみならず、外国人が不法に離島

に上陸する事案が発生しており、今後も発生することが予想されますので、具体的かつ体系的な内容が汎用性のある形式で記載され、かつ島しょにおける実効支配をめぐるこの種の国際紛争に関する我が国の基本的な対処方針及び関心事項等も含まれている上記不服部分が公になれば、韓国を含む相手国政府等が、今後の日本側の対応を予測するための参考としたり、その長所・短所等を分析した上で、当該相手国あるいは同国国民により有利な対処方針を立案策定することが容易に考えられ、その場合、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずることが十分想定されます。

なお、日本政府が、昭和29年9月9日以降、日韓双方の実力行為による衝突を避ける方針を探っていたとしても、そのような方針に至る過程で政府部内で検討された対処方針（特に、上記不服部分の記載に係る協議の参加者に、国家地方警察本部、保安庁、入国管理局及び海上保安庁が関係省庁として含まれていることから分かるように、実力行使に關係する対処方針も検討されていました。）が、今後の同種の紛争において我が国の対処方針を推察する有力な手掛かりとなるであろうことに変わりはありません。特に、昭和29年9月9日以降も、竹島巡視に当たる我が国の巡視船が銃砲撃を受けることが複数回にわたって生じており、竹島問題に関するかかる不安定な状態は、現在もなお継続しております。竹島問題だけをみても、通し番号4-7の文書に記載された対処方針が以後の同種の紛争に関する対処方針となり得ることに変わりはありません。

第7 不開示理由8を理由とする通し番号8-1の文書（乙A第36号証）及び8-2の文書（同第37号証）の不開示部分について

通し番号8-1及び同8-2の各文書中の不開示部分には、昭和40年3

月26日に韓国の李外務部長官が昭和天皇に謁見した際の具体的なやり取りがありのままに記録されており、李長官が示した朝鮮半島情勢に関する忌憚のない見方や評価等も記載されています。詳細は控訴理由書に記載されたとおりです。

一般に、天皇が行う外国要人との謁見等は、専ら国際親善のため、すなわち、双方の国の歴史や文化のこと、個人的な趣味のこと、家庭のこと等を含めた自由な歓談を通じて外国要人との間に個人的に親密な関係を築き上げること等により、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に資することを目的として行われるものです。天皇が外国要人と謁見を行うこと自体は、事前に報道発表がされ、取材要望があれば謁見冒頭に写真撮影が行われたり、事後にその謁見の雰囲気等のレクチャーが行われるなど、一定の配慮の下で様々な情報が公にされてはいますが、天皇と外国要人との忌憚のない自由な歓談を保持するため、会話そのものについて具体的で詳細な内容が公にされることはありません。そして、このように非公表とする取扱いは外国要人に対しても要請されており、皇室の外国要人との交際の場面における我が国の慣行として国際的にも認識されています。

なお、天皇に謁見した李長官は、その謁見時の状況を自己の解釈等を含めて自らの著書で詳述しているようですが、その内容は8-1不開示部分及び8-2不開示部分の内容と全く同じものではありませんし、これは、遺憾ながら、我が国の了解を経ずして公にされてしまったものであって、「慣行として」公にされたものではありません。

また、このような非公表を前提とした忌憚のない会話の内容である上記不開示部分を開示すれば、韓国政府との信頼関係が損なわれることはもとより、他国からも秘密保持を期待することができない国とみなされて、国際的な信用を失墜することは容易に想像できますし、謁見時の会話内容を公にするこ

とにより他国との信頼関係が損なわれた場合には、天皇及び皇族が他国の王族や政府要人との親交を通じて友好親善関係を増進することに対しても否定的な影響を与えかねないといえます。

第8 終わりに

本陳述書においては、本件で不服申立ての対象とした文書の不開示部分それ自体は明らかにできないという制約の下で、これらにどのような性質、内容の事柄が記載されているのかを可能な限り明らかにするとともに、これを開示した場合に、具体的にどのような支障が生じるおそれがあるのかを、私の2年8か月にわたる対韓国・北朝鮮政策を所管する北東アジア課長としての実務経験を含む、25年間の外務省における業務経験を踏まえつつ述べ、これらのことをお御理解いただくために、最大限の努力を致しました。

御厅におかれましては、上述した事実関係や一審判決で御理解いただけなかつた事情をお汲み取りの上、一審判決の誤った認定や判断を是正していただきたく、要望する次第です。

(了)